

右宮城西有小山、隔伴山、可被用其地、隔山之條如何、加之平地不幾、山谷相交、被用右京、不可及、其難歟、

申云、如被仰下者、山谷相交、高下不等云々、專難用京都之地歟、但非大山、非深谷、漸々成功者、蓋同平地哉、又當時於不可及事之妨者、忽雖無其沙汰、何事之有哉、如此事隨便宜、可被相計歟、中略

此外經房有相語旨等

〔和漢三才圖會七十二本〕都城略○中

天正十八年、豐臣太閤秀吉公、四周築土堤、樹竹以爲洛之內外限、

〔京の水鳳〕京程圖解

平安城の制度は、延喜式に載すといへども、星霜累りて内裏も所變り、旋もすれば戰場となる。中略室町殿日記追加に云、天正十八年の頃、豐臣秀吉公六十餘州屬御手、四海靜謐に治りしかば、玄以法印、法橋紹巴をめて、潛に洛中の堺を御覽せらるゝに、東は高倉よりあなたは鴨河原也、遙にこれを見わたし給へば、渺々として東山にとりつき、みな耕作の地也、西は大宮よりあなたは嗟峨太秦へ押通つて田畠也、四方の際いづれとも界もなく、田舎の在郷の如し、幽齋を召て、花洛とは昔より言傳へぬれども、京都の分野は在郷の如し、北は何れより南は此迄といふ、洛中洛外の堺を末代迄相定べし、都の舊記をきかばやと仰出されければ、幽齋畏て釋せられけると云、云、於是洛中の封境を諸侯に仰て四方に築せ給ふ、然りといへども、町小路の本名を喪ひ、異名を多く呼て舊法を滅す。○下略

〔駒井日記〕文祿四年四月朔日、辰一京總堀枯竹之事、民法○民部卿法印前田玄以江爲御届可申遣旨、書狀之案、○書狀略 三日午、一京廻土居、枯竹之儀ニ付而、昨日重而御報之趣申上候。○中略 一枯竹之事、土居